

議案第92号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

10ヘクタール以上の風致地区についての規制に関する権限が、平成27年4月1日以降、県から移譲されるため、必要な改正を行うもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、<u>面積が10ヘクタール未満の風致地区内</u>における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 <u>面積が10ヘクタール未満の風致地区内</u>において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、<u>風致地区(2以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。)</u>内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 ____風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～イ (略)

ウ 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は有線一般放送(放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第4号に規定する有線一般放送をいう。)、共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

エ (略)

3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1)～(8) (略)

(適用除外)

(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～イ (略)

ウ 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。)の業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15m以下であるものの新築(有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

エ (略)

3 国、県又は市の機関(次に掲げる独立行政法人等を含む。以下この項において同じ。)が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県又は市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 独立行政法人森林総合研究所

(10) 独立行政法人国立病院機構

(適用除外)

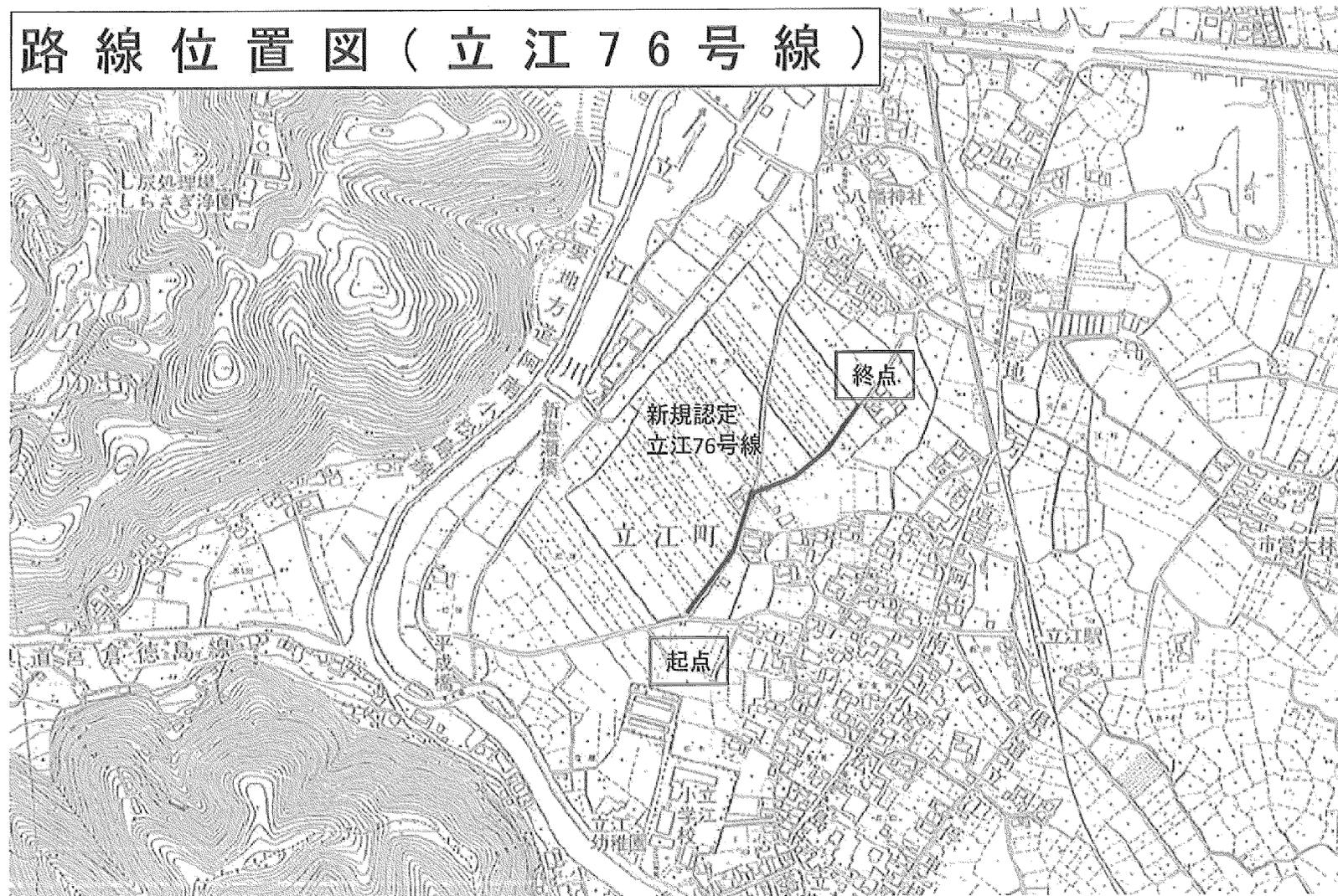
改正

追加

追加

<p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)</u>に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、<u>同法第56条の10第1項</u>の規定により指定された重要有形民俗文化財、<u>同法第57条第1項</u>に規定する埋蔵文化財又は<u>同法第69条第1項</u>の規定により指定され、若しくは<u>同法第70条第1項</u>の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) (略)</p>	<p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)</u>に規定する業務又は<u>同法附則第4条第1項</u>に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)<u>に係る行為(エに掲げるものを除く。)</u></p> <p>(6)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u></p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、<u>同法第78条第1項</u>の規定により指定された重要有形民俗文化財、<u>同法第92条第1項</u>に規定する埋蔵文化財又は<u>同法第109条第1項</u>の規定により指定され、若しくは<u>同法第110条第1項</u>の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
--	---	-------------------------------

路線位置図（立江76号線）



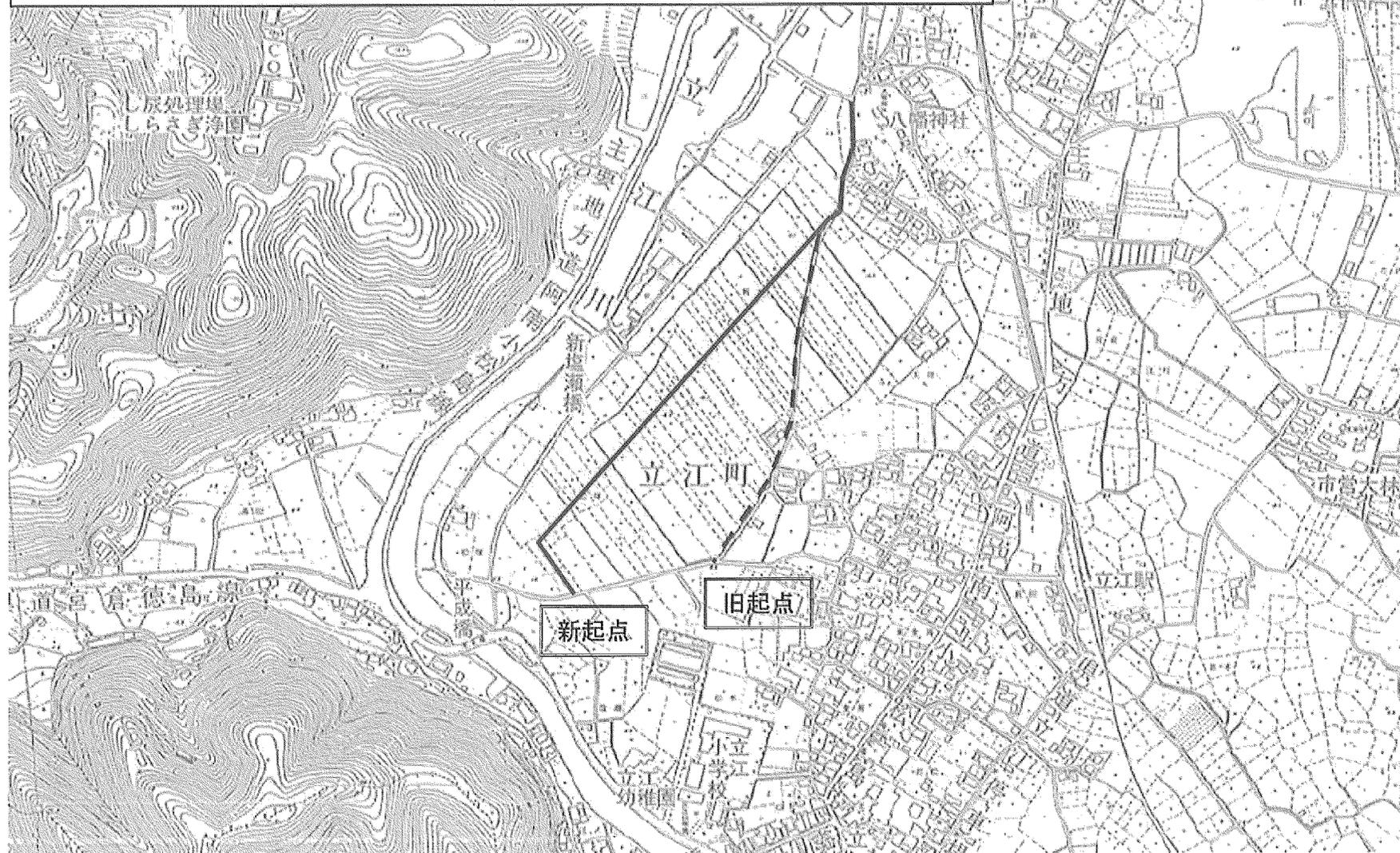
路線位置図（櫛渕31号線）



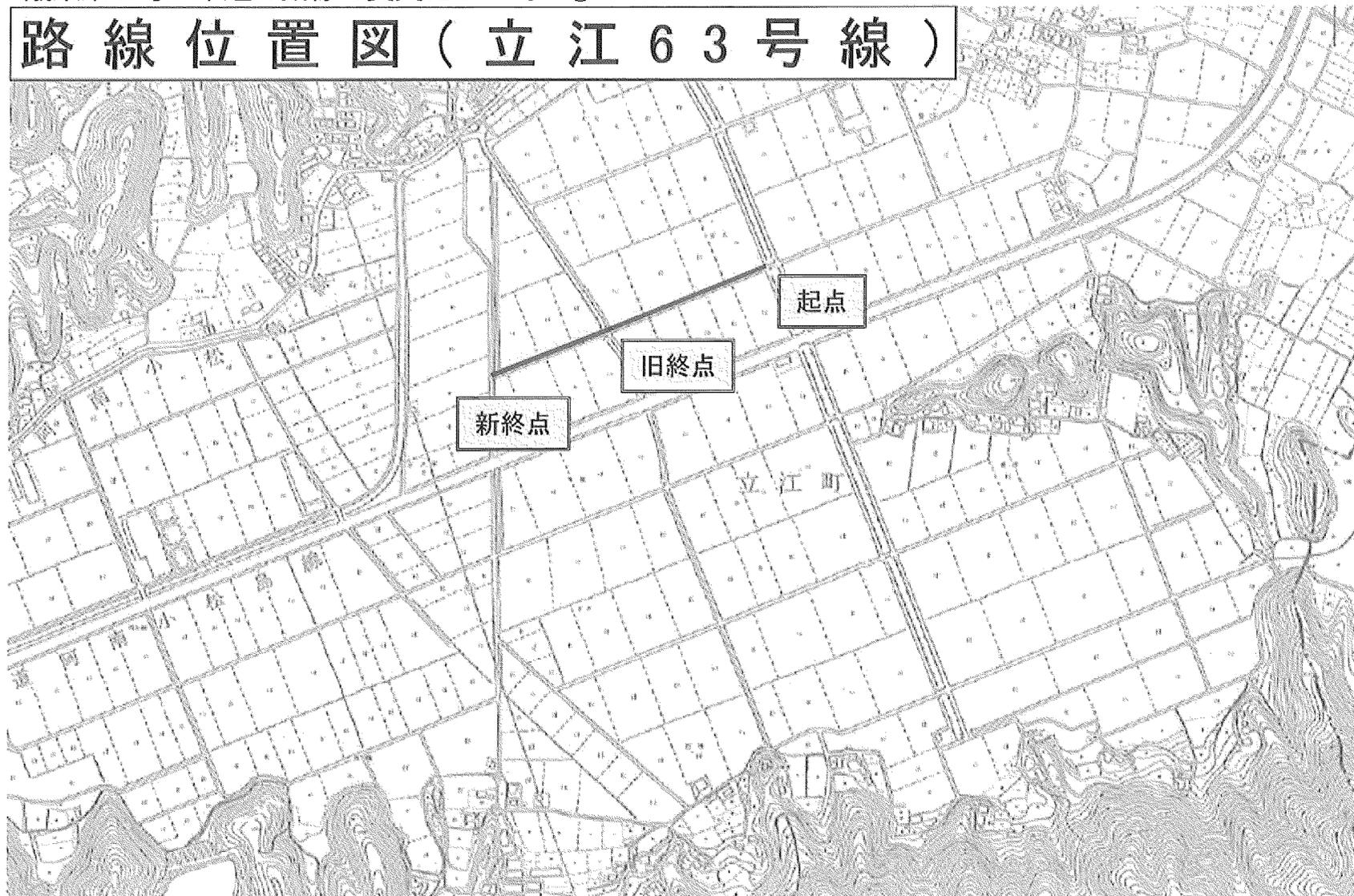
路線位置図（立江櫛湊線）



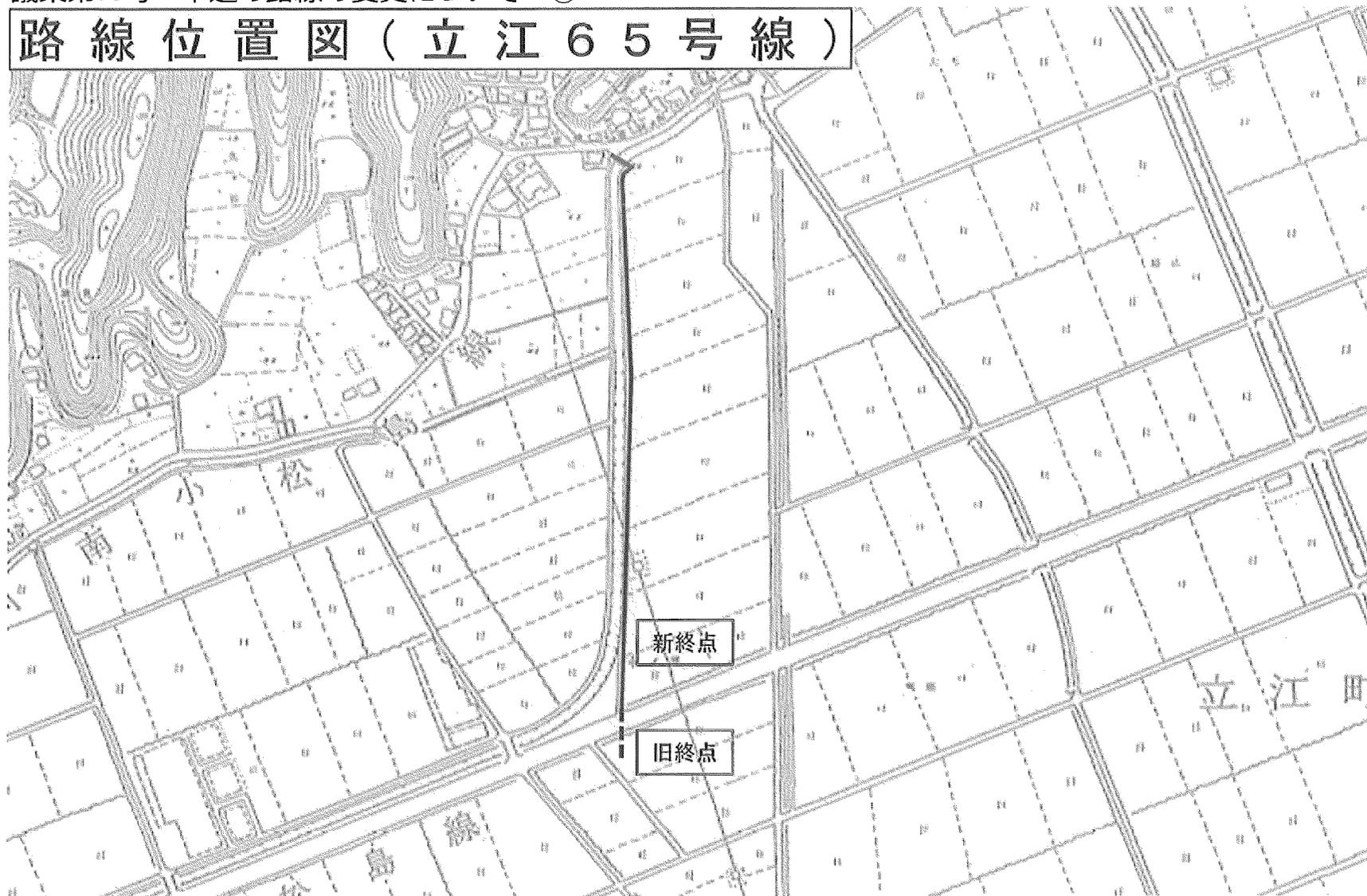
路線位置図（立江12号線）



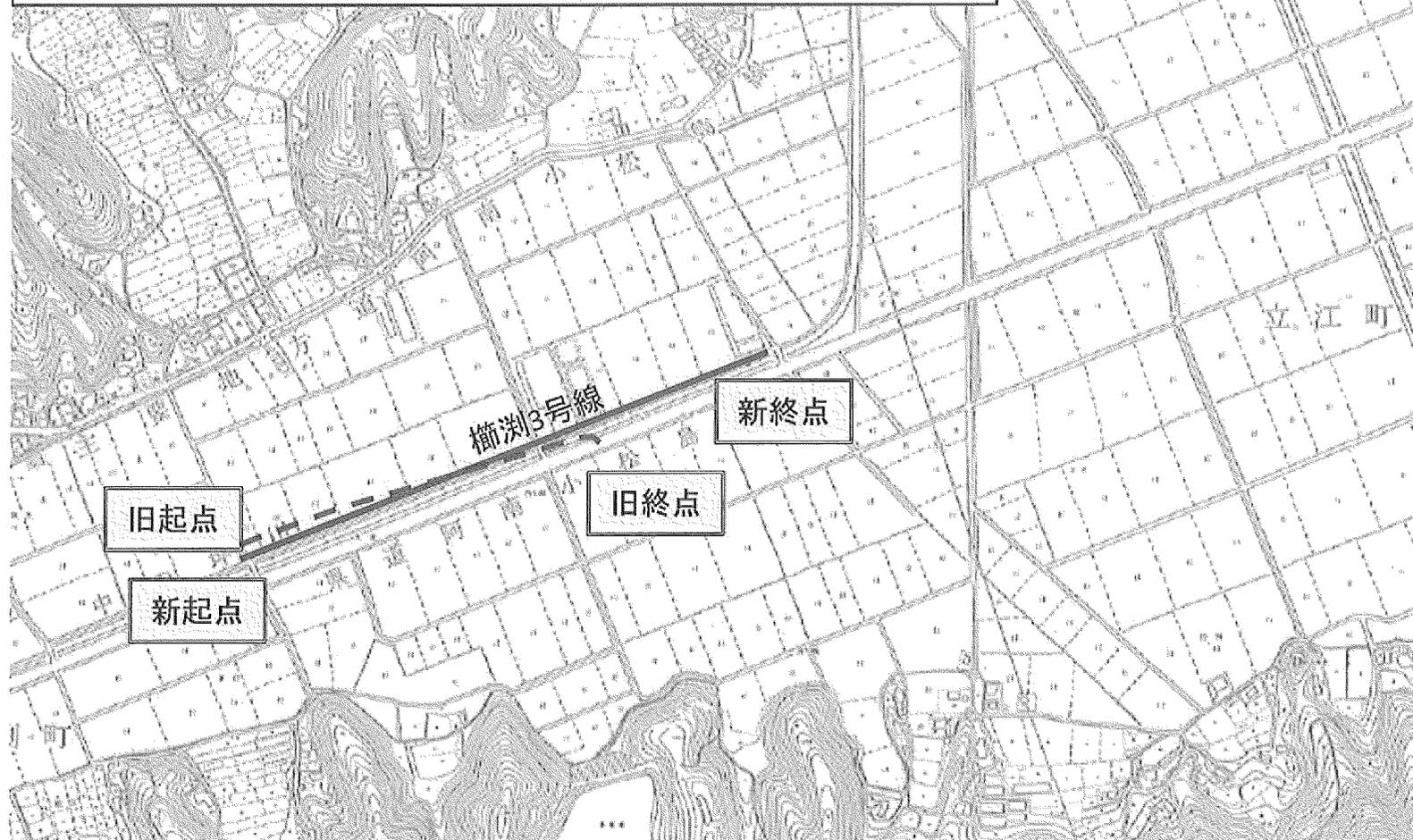
路線位置図（立江63号線）



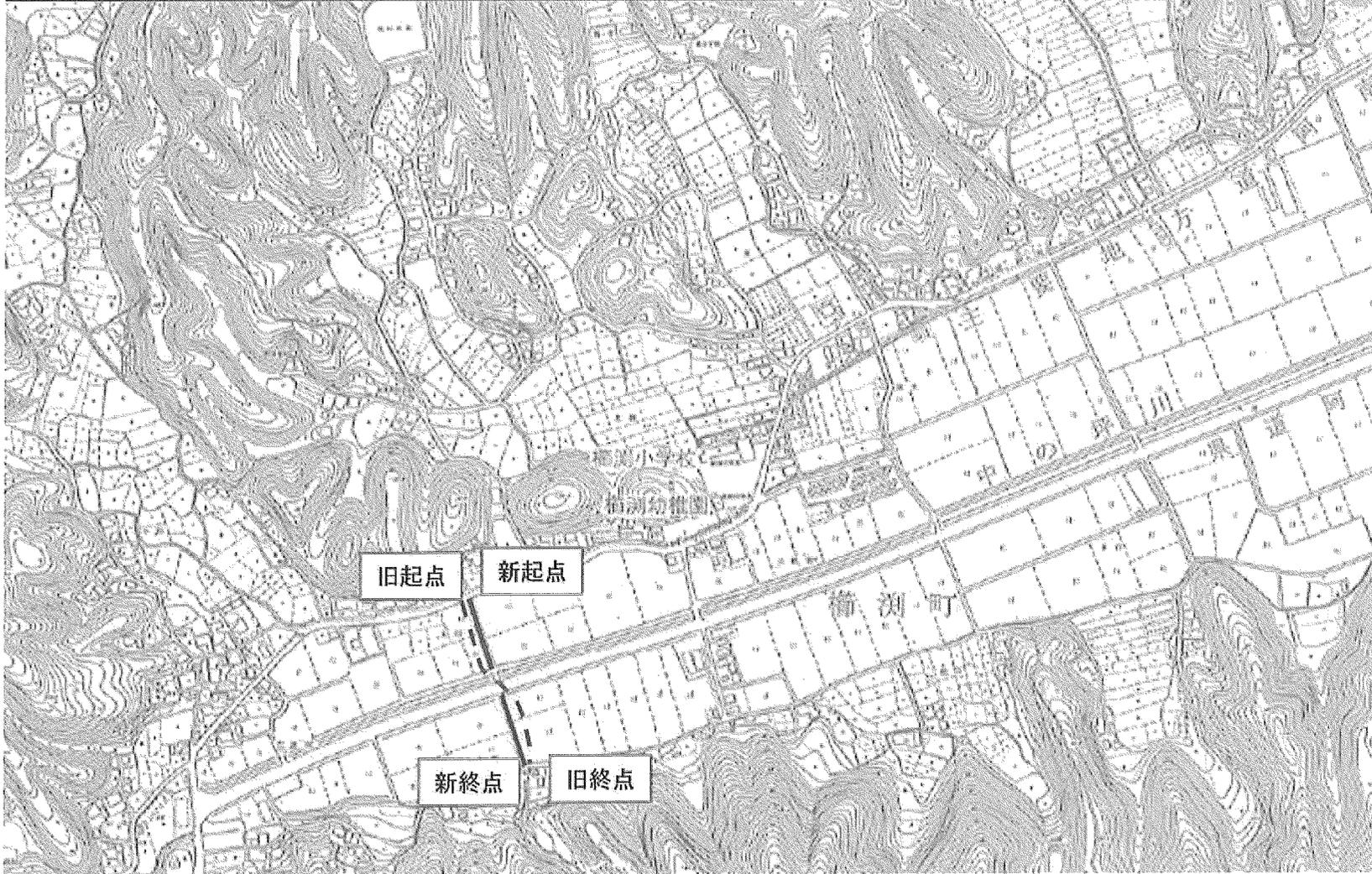
路線位置図（立江65号線）



路線位置図（櫛淵3号線）



路線位置図（櫛漕8号線）



路線位置図（櫛渕14号線）



路線位置図（櫛漕2号線、櫛漕5号線）

